

保護者 様

掛川市教育委員会学校教育課長

## 新型コロナウイルス感染症防止に係る今後の対応について（通知）

保護者の皆様には日頃より掛川市の教育活動に御理解と御協力いただき、感謝申し上げます。

国では、緊急事態宣言の解除に向け動き始めています。また、現時点で、市内で新たな感染が確認されていないことから、下記のと通りの対応とします。

### 記

#### 1 学校再開に向けて

- (1) 令和 2 年 5 月 25 日（月）より学校を再開します。  
基本的な感染症対策を徹底した上で、可能な限り 3 つの密を避けるように工夫して学校教育活動を再開します。  
・ 5 月 25 日（月）26 日（火）27 日（水）は、午前中のみです。給食・弁当はありません。（給食センターの給食開始が難しいため）
- (2) 令和 2 年 5 月 18 日（月）から 5 月 22 日（金）までは学校再開準備期間とします。  
登校日数及び時間、内容については、各学校が設定します。
- (3) 感染者が発生した場合、感染者の状況により対応が異なるため、臨時休校も含めた新たな対応についてお知らせします。

#### 2 学校給食について

- (1) 5 月 28 日（木）から給食を開始します。
- (2) 給食当番など児童生徒が配食を行う場合は、健康状態に留意します。  
（体調不良がある等、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります）
- (3) 給食当番など児童生徒が配食を行う場合は、マスクを必ず着用します。  
（必ずしも市販のマスクである必要はなく、手作りマスクなどで代替して差し支えありません）
- (4) 食事の前の手洗いを徹底します。  
（正しい手の洗い方について指導を徹底します）
- (5) 机を向かい合わせにしないようにします。
- (6) アレルギー対応については、登校準備期間中に対応を完了するようにします。

#### 3 部活動について

- (1) 通常練習については、部活動ガイドラインに沿った範囲内で 6 月 2 日（火）から再開します。  
（「三つの密（密閉・密集・密接）」の条件が重ならないよう、活動内容や方法を工夫します。また、部室の利用についても、短時間の利用としたり一斉に利用したりしないなど指導します）

- (2) 対外試合の開始については、6月中旬に判断します。おって通知します。
- (3) 十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意します。

#### 4 児童生徒の心のケア等について

- (1) 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し適切に対応します。
- (2) 健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応します。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通して、子どもや保護者に対する新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見や差別が生じないように十分配慮します。

#### 5 児童生徒を出席停止にする場合について

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合または児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合  
(学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置とする。後者について、停止期間は感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする)
- (2) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られる時
- (3) 基礎疾患のある児童生徒の保護者から、感染が心配で登校させたくないと相談があり、学校長が登校すべきでないと判断した場合  
※ 基礎疾患がなく単に心配な場合は「事故欠」となります。

#### 6 学童保育所について

- (1) 学童保育所については、感染の予防に留意した上で、5月18日(月)から原則として開所します。
- (2) 学校再開準備期間は、臨時休校中と同様に、午後2時まで小学校で受け入れを行います。
- (3) 5月25日(月)からは、学校終了後の受入となります。